【ABC 消費者情報 Vol. 17】

■携帯電話の新規契約

卒業・入学シーズンが近づいてきました。新生活のスタートにあたって、携帯電話の新規 登録をする方が非常に多い時期です。携帯電話会社も新サービスを開始していますが、契 約する際は、料金体系、サービス内容、解約時の条件等について、よく確認しましょう。

■相談事例

〇携帯電話をパソコンにつないで、通信したら10万円以上の請求が来た。携帯電話会社に連絡すると、契約時説明書に同意しているので支払うよう言われたが、説明を受けたことは覚えていない。

〇0円で購入し使っていた携帯電話を誤って洗濯して壊してしまった。解約金を2万円取られたが、契約時にそんな説明はなかった。

〇子供の携帯電話を購入するとき家族間通話が無料になるコースを契約したが、子供が友人と動画サイトを閲覧し、高額のパケット代請求がきた。

〇テレビで無料と広告しているゲームサイトにアクセスしたら10万円以上のパケット代請求がきた。全て無料と思い、パケット代がかかることは知らなかった。

■アドバイス

2月から3月にかけては携帯電話の契約者が多いため、契約内容の確認を十分行わずに契約してしまう可能性があります。後でトラブルが生じる恐れがありますので、契約内容は十分確認してください。

- 〇契約するコースの料金体系及び利用条件をよく理解し、自分に必要なコースを契約しま しょう
- 〇使いすぎを防止する仕組みや料金の上限サービスがあれば利用しましょう
- ○利用するサービスの対象外となる料金について、説明を受けましょう
- ○解約時の条件について、説明を受けましょう
- 〇未成年者が利用する場合はフィルタリングサービスを利用しましょう

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター 〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31 電話 099-258-3611